

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキ株式会社 本店2階会議室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

ニチレキ株式会社

証券コード：5011

企業理念

『種を播き、水をやり、
花を咲かせて実らせる』
たゆみない努力の積み重ねによって
絶えず新しい仕事を創造していきます。

経営理念

ニチレキグループは、「道」創りを通して社会に貢献するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料
ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る
高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、
株主をはじめ幅広い顧客の皆様から
信頼される「道」創りになくてはならない
収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、
社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのある
グループであることを経営理念としております。
この理念を遂行するために、
法令を遵守するとともに環境保全、
安全に十分配慮することを基本といたします。

ニチレキグループの企業文化そのものである
「種播き精神」と経営理念をあわせて
“企業理念”と位置づけております。

目 次

■ 第75回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役9名選任の件	4
第3号議案 監査役3名選任の件	9
添付書類	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
■ 計算書類	
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	32
会計監査人の監査報告書	33
監査役会の監査報告書	34

東京都千代田区九段北四丁目3番29号

ニチレキ株式会社

代表取締役社長 小 幡 学

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキ株式会社 本店2階会議室

3. 目的事項

報告
事項

- 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしていません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nichireki.co.jp/>

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対しては安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業環境等を勘案いたしまして、期末配当につきましては以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき普通配当27円に、創業75周年を記念して記念配当の5円を加え、合計1株につき32円としたいと存じます。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項
およびその額

当社普通株式1株につき金 32円
(普通配当 27円、記念配当 5円)
総額 917,506,752円

2

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 お ば た 小 幡

まなぶ
学

所有する当社の株式の数：18,599株

生年月日：1956年12月25日

再任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2005年6月 当社執行役員中部エリアマネージャー
中部二チレキ工事(株)代表取締役社長
2007年5月 当社執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事(株)代表取締役社長
2011年6月 当社上席執行役員事業本部副本部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長
2015年6月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、当社グループの事業拡大と業績向上に大きな成果を上げてまいりました。これまでの経営者としての豊富な経験、能力と見識は、グループ経営の推進と企業価値の継続的な向上を目指すうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

2 た か は し 高 橋

やすもり
保 守

所有する当社の株式の数：29,495株

生年月日：1951年11月23日

再任



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2003年5月 当社入社顧問
2003年6月 当社取締役管理本部副本部長
2007年6月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長
2008年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長
2013年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長
2017年6月 当社代表取締役執行役員副社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり総務、人事、経理等の管理部門全体の統括を務め、当社グループの管理・運営体制の強化に貢献してまいりました。その幅広い経験と見識は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

3

かわぐち

川口

ゆうじ

裕司

所有する当社の株式の数：11,091株

生年月日：1958年3月16日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
 2007年6月 当社執行役員事業統括本部副本部長
 2011年6月 当社取締役上席執行役員関東エリアマネージャー
 日漕道路㈱代表取締役社長
 2013年6月 当社取締役常務執行役員関東エリアマネージャー
 日漕道路㈱代表取締役社長
 2018年4月 当社取締役常務執行役員東京・関東統括マネージャー
 2018年6月 当社取締役専務執行役員東京・関東統括マネージャー（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務め、グループの業績向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と知識、グループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していく上で当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

4

はにゅう

羽入

あきよし

昭吉

所有する当社の株式の数：10,880株

生年月日：1958年10月9日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
 2011年6月 当社執行役員技術研究所長
 2013年6月 当社取締役上席執行役員技術研究所長
 2015年6月 当社取締役常務執行役員技術生産本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり研究開発および技術関連の業務に携わり、当社の製品・工法の開発を推進してまいりました。研究開発部門のトップとして技術開発面から当社の業績向上に貢献しており、その高い専門性と知見、豊富な経験とイノベーションの能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

5 えり かつ み 江里 勝美

所有する当社の株式の数：14,557株

生年月日：1958年4月14日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年9月 当社入社
- 2010年6月 当社執行役員関西エリアマネージャー
近畿ニチレキ工事㈱代表取締役社長
- 2013年6月 当社上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
- 2014年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長
- 2015年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務めた後、事業本部長としてグループの事業推進をリードし、業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験、実績と知見は、持続的成長によりグループの企業価値の向上を目指すうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

6 ね も と せい い ち 根本 清一

所有する当社の株式の数：7,125株

生年月日：1958年9月7日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年4月 当社入社
- 2011年6月 当社執行役員九州エリアマネージャー
九州ニチレキ工事㈱代表取締役社長
- 2013年6月 当社上席執行役員九州エリアマネージャー
九州ニチレキ工事㈱代表取締役社長
- 2014年5月 当社上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
- 2017年6月 当社取締役上席執行役員東京エリアマネージャー
日レキ特殊工事㈱代表取締役社長
- 2018年4月 当社取締役上席執行役員関東エリアマネージャー（現任）
（重要な兼職の状況）
日瀝道路㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務め、グループの業績向上に貢献してまいりました。その豊富な業務経験およびグループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

7

ながさわ
長澤いさむ
勇所有する当社の株式の数：14,758株
生年月日：1959年7月28日

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2015年4月 当社執行役員北海道エリアマネージャー
 北海道ニチレキ工事㈱代表取締役社長
 2017年5月 当社執行役員技術生産本部副本部長
 2017年6月 当社取締役上席執行役員技術生産本部副本部長
 2019年4月 当社取締役上席執行役員九州・中国統括マネージャー（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり営業関連業務に携わり、エリアマネージャーとして支店およびグループ会社の経営トップを務め、また技術生産本部副本部長として生産部門をリードしてまいりました。その豊富な業務経験およびグループ会社の経営者としての実績と知見は、グループ経営を推進していくうえで当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

8

こばやし
小林おさむ
修所有する当社の株式の数：33,000株
生年月日：1956年5月20日

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年3月 公認会計士開業登録
 1983年6月 税理士開業登録
 1996年8月 小林会計事務所所長（現任）
 2004年6月 当社社外監査役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 NOK㈱ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

9

しぶむら
澁村はるこ
晴子

所有する当社の株式の数：0株

生年月日：1964年12月6日

新任

社外取締役

独立役員



■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1994年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）入所
- 1999年4月 同パートナー弁護士（現任）
- 2015年6月 当社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
（株）タムラ製作所 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。2015年6月の社外監査役就任以降、公正かつ客観的な独立の立場から、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役の候補といたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者 小林 修氏に関する注記

- （1）同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- （2）同氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、4年であります。
- （3）当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- （4）当社は、同氏を、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

3. 社外取締役候補者 澁村 晴子氏に関する注記

- （1）同氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- （2）同氏が、当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、4年であります。
- （3）同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- （4）当社は、同氏を、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役蟹谷勉氏および渋谷晴子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、野村敏明氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

1 の は ら ま さ あ き **野原 正昭** 所有する当社の株式の数：11,184株
生年月日：1961年4月24日

新任



略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2013年4月 当社経営企画部長
2014年4月 当社総務部長
2018年4月 執行役員管理本部副本部長（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、これまで当社において営業関連・海外事業・経営企画業務に携わるほか、総務・人事等の管理部門の責任者も務めてまいりました。その豊富な経験により当社グループの職務に精通していることから、その知見をより実効性のある監査に活かしたく、監査役の候補といたしました。

2 か に た に つ と む **蟹谷 勉** 所有する当社の株式の数： 0株
生年月日：1963年9月1日

再任

社外監査役

独立役員



略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1996年8月 中村宣税理士事務所入所
2000年5月 税理士開業登録
2000年5月 蟹谷勉税理士事務所所長（現任）
2015年6月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

同氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。2015年6月から社外監査役として公正かつ客観的な独立の立場で、監査業務に携わっております。その知見を一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役の候補といたしました。

3

きどころ
城 處 琢 也

所有する当社の株式の数： 0株

生年月日：1974年9月23日

新任

社外監査役

独立役員



■ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 2001年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
奥野総合法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2011年4月 同パートナー弁護士（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。その高い専門性と経験を一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役の候補といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者 蟹谷 勉氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - (2) 同氏が、当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、4年であります。
 - (3) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役候補者 城 處 琢也氏に関する注記
- (1) 同氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - (3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

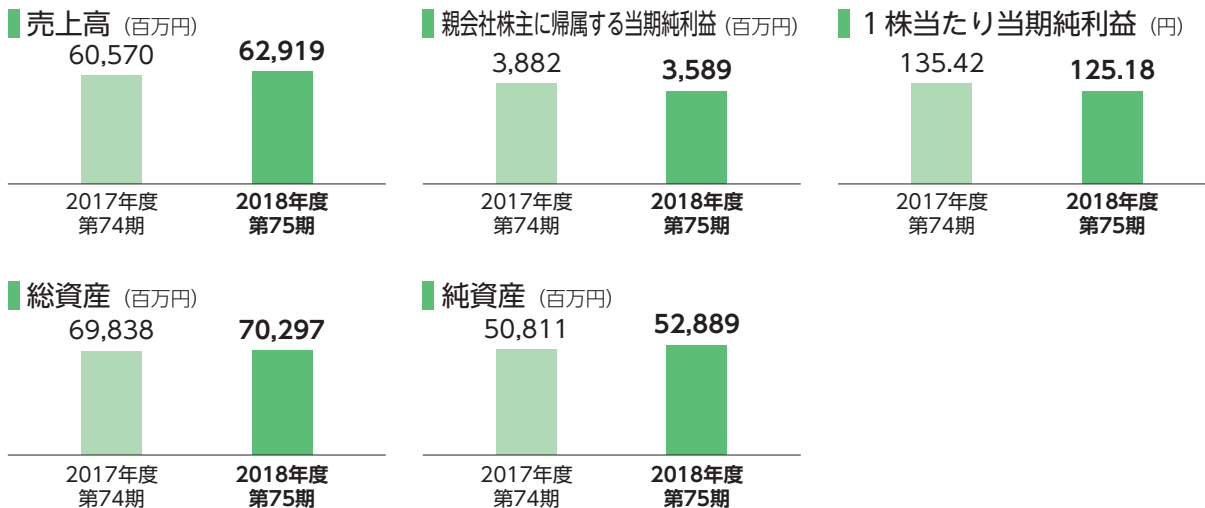
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続きました。しかし一方で、通商問題の動向、中国経済の先行き、政策に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況にありました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、公共投資は底堅く推移しているものの、原油価格の高騰など原材料価格の変動や受注競争の激化など、引き続き厳しい状況にありました。

当社グループはこのような環境の中で、中期経営計画「Next 2020」の3年目として「市場の拡大と深耕」を最重点課題とする成長戦略に基づき、各施策に取り組んでまいりました。

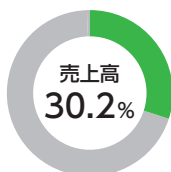
当連結会計年度の業績につきましては、売上高は62,919百万円（前期比3.9%増）、営業利益は5,593百万円（前期比2.7%増）、経常利益は5,731百万円（前期比1.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,589百万円（前期比7.6%減）となりました。



セグメント別の業績は次のとおりであります。

■ 事業分野別の状況

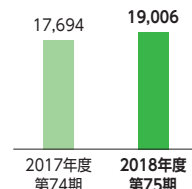
アスファルト応用加工製品事業



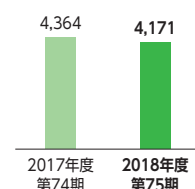
売上高 **190億 6百万円** (前期比7.4%増) 営業利益 **41億 71百万円** (前期比4.4%減)

アスファルト応用加工製品事業につきましては、自社製品および工法の設計・受注活動の推進、経費の削減等に努めてまいりました。売上高は19,006百万円（前期比7.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は4,171百万円（前期比4.4%減）となりました。

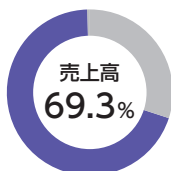
売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



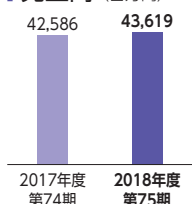
道路舗装事業



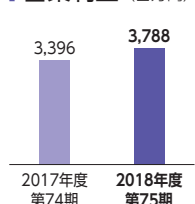
売上高 **436億 19百万円** (前期比2.4%増) 営業利益 **37億 88百万円** (前期比11.6%増)

道路舗装事業につきましては、発注物件への工法提案や受注活動と工事の着実な執行に加え、原価管理の強化を進めてまいりました。売上高は43,619百万円（前期比2.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は3,788百万円（前期比11.6%増）となりました。

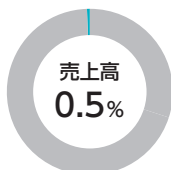
売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



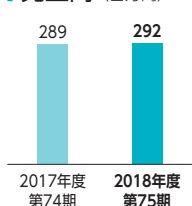
その他



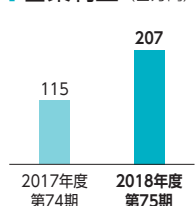
売上高 **2億 92百万円** (前期比1.2%増) 営業利益 **2億 7百万円** (前期比80.1%増)

その他につきましては、不動産賃貸収入などにより、売上高は292百万円（前期比1.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は207百万円（前期比80.1%増）となりました。

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境につきましては、自然災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化のための対策など、建設需要の高まりが見込まれます。その一方で、企業間の熾烈な受注競争に加え、国際情勢の不安定化から原油価格・為替レートの変動による原材料価格への影響もあり、不透明な事業環境が続くことが予想されます。

こうした状況に対処し、企業価値の向上を実現していくために、当社グループは中期経営計画『Next 2020』をさらに推進することで、外部環境に左右されない企業体質への改善を図り、グループの持続的成長を目指してまいります。

中期経営計画 『N e x t 2020』 ～市場の拡大と深耕～ の概要

【当社グループが目指す姿】

一人ひとりが能力を発揮して、技術力、営業力、財務体質を強化し、持続的な成長を遂げるにより、「道」創りになくてはならない企業グループであり続けることを目指します。

【重点施策】

当中期経営計画では「市場の拡大と深耕」をテーマとして以下の取り組みを推進します。

①顧客の拡大

- ・エリア経営体制を強化し、各エリアとグループ本社が一体となって顧客に対応してまいります。
- ・質と精度の高いソリューションを提案し、顧客要望に応じてまいります。

②研究開発力の強化

- ・研究開発を軸に、顧客満足度の高い製品・工法をスピーディーに開発し、新しい価値を創造してまいります。
- ・調査技術の開発と活用により、コンサルティング力を強化し、新たな市場を開拓してまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

- ・グループ経営体制の強靱化と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。
- ・新たな成長に向けて、人材の開発・育成を推進してまいります。

【数値目標（2020年度目標 連結ベース）】

売上高 63,000百万円 営業利益 6,000百万円 経常利益 6,000百万円

当社は、2019年5月14日、改質アスファルトの販売価格に関して公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領しました。

当社グループは、当該通知書を受領しましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、今後、グループを挙げてコンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

また、常に企業価値の向上と社会貢献に努めるとともに、グループとしてコーポレート・ガバナンスと内部統制の充実に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 2015年度	第73期 2016年度	第74期 2017年度	第75期 当連結会計年度 2018年度
売上高 (百万円)	48,713	54,439	60,570	62,919
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,671	3,762	3,882	3,589
1株当たり当期純利益 (円)	92.34	131.24	135.42	125.18
総資産 (百万円)	58,928	65,190	69,838	70,297
純資産 (百万円)	42,977	46,768	50,811	52,889

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度より適応しており、前期以前の金額は遡及処理後の金額によっております。

(4) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、2,866百万円であり、その主なものは、製品製造設備、路面調査機器および建設作業機械の増設・更新などであります。

なお、所要資金には自己資金を充当いたしました。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
北海道ニチレキ工事(株)	40	100.0	舗装工事等の請負
東北ニチレキ工事(株)	65	100.0	舗装工事等の請負
日 歴 道 路 (株)	80	100.0	舗装工事等の請負
日レキ特殊工事(株)	30	100.0	舗装工事等の請負
中部ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
近畿ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
中国ニチレキ工事(株)	50	100.0	舗装工事等の請負
四国ニチレキ工事(株)	20	100.0	舗装工事等の請負
九州ニチレキ工事(株)	23	100.0	舗装工事等の請負
朝 日 工 業 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
ラインファルト工業(株)	50	100.0	舗装工事等の請負

(注) 1. 当社の連結子会社は、2019年3月31日現在上記11社を含む33社であります。

2. 当連結会計年度の業績につきましては、前記 1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果、(3)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アスファルト応用加工製品事業	アスファルト乳剤、改質アスファルト、コンクリート目地材、景観材料の製造および販売
道路舗装事業	舗装工事、橋梁防水工事、景観工事、グラフィックス事業、道路調査業務
その他	賃貸マンション、貸倉庫

(7) 主要な営業所および工場

①当社

名 称	所在地
本 社	東京都千代田区
技 術 研 究 所	栃木県下野市
北 海 道 支 店	北海道恵庭市
東 北 支 店	宮城県仙台市
関 東 支 店	栃木県下野市
東 京 支 店	埼玉県越谷市
中 部 支 店	愛知県名古屋市
関 西 支 店	大阪府大阪市
中 国 支 店	広島県東広島市
四 国 支 店	香川県高松市
九 州 支 店	福岡県福岡市
小 山 工 場	栃木県下野市

②子会社

名 称	所在地
北 海 道 ニ チ レ キ 工 事 (株)	北海道札幌市
東 北 ニ チ レ キ 工 事 (株)	宮城県仙台市
日 瀝 道 路 (株)	東京都千代田区
日 レ キ 特 殊 工 事 (株)	東京都荒川区
中 部 ニ チ レ キ 工 事 (株)	愛知県名古屋市
近 畿 ニ チ レ キ 工 事 (株)	滋賀県守山市
中 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	広島県東広島市
四 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	香川県高松市
九 州 ニ チ レ キ 工 事 (株)	福岡県福岡市
朝 日 工 業 (株)	大分県大分市
ラインファルト工業(株)	大阪府堺市

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
831名	増 34名

- (注) 1. 従業員数には顧問2名・嘱託24名・再雇用嘱託27名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員350名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
379名	増 1名	41.9歳	16.9年

- (注) 1. 従業員数には顧問2名・嘱託23名・再雇用嘱託7名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員162名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金（残高）
(株) み ず ほ 銀 行	300百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	200百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	100百万円
(株) 七 十 七 銀 行	100百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年5月14日、改質アスファルトの販売価格に関して公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領しました。これにともない、2020年3月期第1四半期において、独占禁止法関連損失引当金繰入額として25億円を特別損失に計上いたします。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,672,086株（自己株式 3,013,869株を除く）
- (3) 当期末株主数 3,238名

(4) 大株主

	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,038千株	7.11%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,534千株	5.35%
3	ニチレキ取引先持株会	1,416千株	4.94%
4	(株) みずほ銀行	1,108千株	3.87%
5	三井住友信託銀行(株)	1,100千株	3.84%
6	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	718千株	2.51%
7	(公財) 池田20世紀美術館	630千株	2.20%
8	ニチレキ従業員持株会	538千株	1.88%
9	(株) 三菱UFJ銀行	529千株	1.85%
10	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・鹿島道路株式会社退職給付信託口)	524千株	1.83%

- (注) 1. 当社は自己株式3,013,869株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長 (執行役員社長)	小幡 学	
代表取締役 (執行役員副社長)	高橋 保守	管理本部長
取締役(専務執行役員)	川口 裕司	東京・関東統括マネージャー
取締役(常務執行役員)	羽入 昭吉	技術生産本部長 技術部長 技術研究所長 特許室長
取締役(常務執行役員)	江里 勝美	事業本部長 海外事業部長
取締役(上席執行役員)	根本 清一	関東エリアマネージャー 日瀝道路(株)代表取締役社長
取締役(上席執行役員)	長澤 勇	技術生産本部副本部長 生産部長
取 締 役	小林 修	公認会計士・税理士(小林会計事務所所長) NOK(株)社外監査役
取 締 役	藤田 浩司	弁護士(奥野総合法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士) トレンドマイクロ(株)社外監査役 デクセリアルズ(株)社外取締役 イリソ電子工業(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	野村 敏明	
監 査 役	蟹谷 勉	税理士(蟹谷勉税理士事務所所長)
監 査 役	渋村 晴子	弁護士(本間合同法律事務所パートナー弁護士) (株)タムラ製作所社外取締役
監 査 役	形岡 昭彦	

(注) 1. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2018年6月28日開催の第74回定時株主総会において、形岡昭彦氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 2018年6月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、熊谷吉行氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

2. 取締役 小林 修、藤田浩司の両氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 蟹谷 勉、渋村晴子の両氏は、社外監査役であります。

4. 監査役 蟹谷 勉氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役 小林 修、藤田浩司の両氏、監査役 蟹谷 勉、渋村晴子の両氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	9名（2名）	227百万円（11百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（2名）	37百万円（9百万円）
計	14名	264百万円

(注) 1. 2015年6月26日開催の第71回定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）であります。

なお、当該報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与とは含まれておりません。

2. 2014年6月27日開催の第70回定時株主総会決議による報酬限度額は、監査役が年額50百万円以内であります。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む）は23百万円であります。

4. 期末現在の人数は、取締役9名、監査役4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況等
取締役	小林 修	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	藤田 浩司	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	蟹谷 勉	当期開催の取締役会15回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、税理士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	渋村 晴子	当期開催の取締役会15回のすべて、監査役会14回のうち13回に出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 26百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1)内部統制システムの基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定その他の社内規定に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規定を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を定め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規定その他の社内規定に従い、適時的確に行われることとする。

④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、社内規定およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規定を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室またはコンプライアンス統括室は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

⑦当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

(2)運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①情報の保存および管理体制

取締役会議事録や経営戦略会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存および管理を適切に行っております。

②リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規定に基づき社長および取締役会への報告を行っております。

③効率的な職務執行体制

当期は取締役会を15回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

④コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それを用いたコンプライアンス研修を当社およびグループ会社の社員に対し実施しております。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでおります。

⑤グループ管理体制

グループ運営管理に係る規約および規準に基づき、重要事項について子会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

⑥監査役監査体制

監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人および内部監査部門である監査室から監査状況を聴取しております。

社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、経営会議にも出席しております。また、常勤監査役は全ての経営戦略会議に出席しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	43,582
現金及び預金	19,677
受取手形及び売掛金	18,342
電子記録債権	2,990
商品及び製品	985
未成工事支出金	286
原材料及び貯蔵品	960
1年内回収予定の関係会社	77
長期貸付金	
その他	268
貸倒引当金	△6
固定資産	26,714
有形固定資産	16,027
建物及び構築物	6,162
機械装置及び運搬具	3,426
土地	5,500
リース資産	281
建設仮勘定	28
その他	626
無形固定資産	680
投資その他の資産	10,007
投資有価証券	5,239
関係会社出資金	434
関係会社長期貸付金	673
繰延税金資産	534
長期預金	2,820
その他	568
貸倒引当金	△243
投資損失引当金	△20
資産合計	70,297

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	14,771
支払手形及び買掛金	7,580
短期借入金	700
1年内返済予定の	6
長期借入金	
リース債務	59
未払金	2,619
未払法人税等	1,349
賞与引当金	863
役員賞与引当金	92
その他の引当金	55
その他	1,446
固定負債	2,636
長期未払金	6
リース債務	246
繰延税金負債	477
退職給付に係る負債	1,691
資産除去債務	132
長期借入金	33
その他	49
負債合計	17,407
純資産の部	
株主資本	50,445
資本金	2,919
資本剰余金	2,017
利益剰余金	47,287
自己株式	△1,779
その他の包括利益累計額	2,444
その他有価証券評価差額金	2,205
為替換算調整勘定	12
退職給付に係る調整累計額	226
純資産合計	52,889
負債及び純資産合計	70,297

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	62,919
売上原価	49,009
売上総利益	13,910
販売費及び一般管理費	8,316
営業利益	5,593
営業外収益	192
受取利息及び受取配当金	172
その他	19
営業外費用	54
支払利息	5
持分法による投資損失	32
為替差損	9
その他	7
経常利益	5,731
特別利益	105
固定資産売却益	30
負ののれん発生益	25
受取保険金	34
受取補償金	10
その他	3
特別損失	373
固定資産除却損	37
関係会社出資金評価損	99
関係会社貸倒引当金繰入額	195
投資損失引当金繰入額	20
その他	20
税金等調整前当期純利益	5,462
法人税、住民税及び事業税	1,858
法人税等調整額	15
法人税等合計	1,873
当期純利益	3,589
親会社株主に帰属する当期純利益	3,589

連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,919	2,017	44,495	△1,779	47,653
当期変動額					
剰余金の配当			△774		△774
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,589		3,589
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
連結範囲の変動			12		12
持分法の適用範囲の 変動			△35		△35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,792	△0	2,791
当期末残高	2,919	2,017	47,287	△1,779	50,445

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,852	—	305	3,158	50,811
当期変動額					
剰余金の配当					△774
親会社株主に帰属 する当期純利益					3,589
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
連結範囲の変動					12
持分法の適用範囲の 変動					△35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△646	12	△79	△714	△714
当期変動額合計	△646	12	△79	△714	2,077
当期末残高	2,205	12	226	2,444	52,889

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	33,985
現金及び預金	17,309
受取手形	2,806
電子記録債権	2,190
売掛金	7,978
完成工事未収入金	999
商品及び製品	971
未成工事支出金	73
原材料及び貯蔵品	859
短期貸付金	3
関係会社短期貸付金	400
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	77
その他	316
貸倒引当金	△1
固定資産	23,853
有形固定資産	12,504
建物	4,593
構築物	1,122
機械及び装置	1,875
車両運搬具	67
工具、器具及び備品	558
土地	3,987
リース資産	271
建設仮勘定	27
無形固定資産	628
投資その他の資産	10,720
投資有価証券	5,101
関係会社株式	1,441
出資金	117
関係会社出資金	556
長期貸付金	4
関係会社長期貸付金	673
破産更生債権等	0
長期前払費用	46
長期預金	2,715
その他	319
貸倒引当金	△235
投資損失引当金	△20
資産合計	57,839

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	18,286
買掛金	3,686
工事未払金	262
短期借入金	700
リース債務	54
未払金	2,566
未払費用	379
未払法人税等	461
預り金	9,548
賞与引当金	414
役員賞与引当金	76
工事損失引当金	6
その他	129
固定負債	1,766
リース債務	238
繰延税金負債	415
退職給付引当金	957
環境対策引当金	0
資産除去債務	105
その他	47
負債合計	20,052
純資産の部	
株主資本	35,584
資本金	2,919
資本剰余金	2,017
資本準備金	2,017
利益剰余金	31,920
利益準備金	729
その他利益剰余金	31,190
固定資産圧縮積立金	274
別途積立金	17,100
繰越利益剰余金	13,815
自己株式	△1,273
評価・換算差額等	2,202
その他有価証券評価差額金	2,202
純資産合計	37,786
負債及び純資産合計	57,839

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	31,925
製品売上高	18,833
商品売上高	8,367
完成工事高	2,212
機材等賃貸売上高	2,511
売上原価	23,890
製品売上原価	12,613
商品売上原価	7,498
完成工事原価	1,428
機材等賃貸売上原価	2,349
売上総利益	8,034
販売費及び一般管理費	5,717
営業利益	2,317
営業外収益	1,610
受取利息	32
受取配当金	1,557
その他	20
営業外費用	18
支払利息	10
為替差損	2
その他	5
経常利益	3,909
特別利益	46
固定資産売却益	3
受取保険金	28
受取補償金	10
その他	3
特別損失	366
固定資産除却損	36
関係会社出資金評価損	99
関係会社貸倒引当金繰入額	195
その他	34
税引前当期純利益	3,589
法人税、住民税及び事業税	733
法人税等調整額	△33
法人税等合計	699
当期純利益	2,889

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,919	2,017	729	277	17,100	11,697	29,804
当期変動額							
剰余金の配当						△774	△774
当期純利益						2,889	2,889
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	－
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	△2	－	2,117	2,115
当期末残高	2,919	2,017	729	274	17,100	13,815	31,920

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△1,273	33,468	2,843	36,312
当期変動額				
剰余金の配当		△774		△774
当期純利益		2,889		2,889
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△641	△641
当期変動額合計	△0	2,115	△641	1,474
当期末残高	△1,273	35,584	2,202	37,786

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小倉 明 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチレキ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載のとおり、従来、会社及び国内連結子会社は、有形固定資産（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）の減価償却方法については、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 千葉茂寛 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小倉 明 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチレキ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載のとおり、従来、会社は有形固定資産（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）の減価償却方法については、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は、2018年5月29日、改質アスファルトの販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会による立入検査を受けました。監査役会としては、当社グループが法令の遵守および企業倫理の強化・徹底に総力を挙げて取り組んでいることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) 後発事実

当社は、2019年5月14日、改質アスファルトの販売価格に関して公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に関する意見聴取通知書を受領したことを受け、2020年3月期第1四半期において、25億円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上する予定です。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年5月17日

ニチレキ株式会社 監査役会

常勤監査役	野村敏明	㊦
監査役	蟹谷勉	㊦
監査役	渋谷晴子	㊦
監査役	形岡昭彦	㊦

（注）監査役蟹谷 勉及び監査役渋谷 晴子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

東京都千代田区九段北四丁目 3 番29号

ニチレキ株式会社 本店 2 階会議室 電話番号 03 (3265) 1511



交通

- JR総武線 市ヶ谷駅から徒歩 8 分
- 都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A4出口から徒歩 6 分
- 東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅 5 番出口から徒歩 6 分

ニチレキ株式会社